別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十五を第九十六号の二十六とし、第九十六号の二十四を第九十六号の二十五とし、第九十六号の二十三を第九十六号の二十四とし、第九十六号の二十二の次に次の一号を加える。

九十六の二十三　四―フルオロ―五―｛[(二S)―二―メチル―一・四―ジアゼパン―一―イル]スルホニル｝イソキノリン（別名リパスジル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、四―フルオロ―五―｛[(二S)―二―メチル―一・四―ジアゼパン―一―イル]スルホニル｝イソキノリンとして〇・四％以下を含有する点眼剤を除く。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第二条　薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の改正規定中「第四条第五項第四号」を「第四条第五項第三号」に、」を削る。

〇農林水産省令第五十二号

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第五項第一号の規定に基づき、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項の承認の申請であって、この省令の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。